

とき
TOKINO KIRAMEKI
季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌

創刊号
Vol.1

CONTENTS

- ◆ コキマサ君が行く
「七ツ洞公園」
- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 教えて！ 行政書士
- ◆ 行政書士は中小企業を応援します
- ◆ 行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施



パビリオン



壁泉が生み出す心地良い水音



池沿いに続く森の小路



自然との融合を願う

英国風景式庭園



水戸市の郊外、美しい田園風景の中、豊かな水と森に恵まれ佇む七ツ洞公園。自然に曲がる小路、清流のせせらぎ、刈り込みから開放されて自由に枝を伸ばす樹々。英国法人の設計、英国建材を使用し、自然風景のように作庭された日本では珍しい本格的な英国風景式庭園です。





古代の歴史を感じさせる石積ダム



森林庭園



ビクトリア調のパーゴラ（秘密の花苑）



水音が聞こえる井戸のフォリー



ホタルが生息する湿地帯



ピクチャレスク理念を表す廃墟（フォリー）

▲ タイムスリップする井戸で使われました

ここで、映画
「テルマエ・ロマエ」の
撮影をしたんだニャン。



◀ シャワー付個人風呂として
使われました



水戸市長
高橋 靖

メッセージ

「行政茨城特別号」の創刊をお祝い申し上げますとともに、行政書士のお仕事
がより広く理解されることを期待しております。

さて、日本では珍しい英国風景式庭園の七ツ洞公園では、再生物語が第2話「輪舞」
を迎えました。秘密の花苑ではバラを中心に四季折々の花々が彩りをみせております。
ぜひお越しください。

ロンド

はなぞの

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。平成27年8月末現在、全国で会員登録者数は前年度同月比660名増加し、45,608名となりました。茨城県行政書士会には、1,143名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成26年6月13日、改正行政不服審査法が公布され、審理員の設置など新たな仕組みの行政不服審査法が2年内に施行される予定です。これに関連して、平成26年12月27日施行された改正行政書士法により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになりました。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- ・ 建設業許可申請
- ・ 宅建業免許申請
- ・ 産業廃棄物処理業許可申請
- ・ 介護施設、特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・ 貨物自動車運送業許可申請
- ・ 倉庫業の許可申請
- ・ 飲食店営業許可申請
- ・ 風俗営業許可申請
- ・ 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- ・ 株式会社等法人設立関係書類作成
- ・ 会計記帳、決算書類の作成
- ・ 各種議事録、社内規定の作成
- ・ 各種契約書、協議書、合意書の起案、作成
- ・ 公的機関助成金、融資手続き
- ・ 雇用、賃金についての相談
- ・ 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- ・ 内容証明郵便の作成
- ・ 契約解除通知、クーリングオフ手続き
- ・ 交通事故調査
- ・ 自賠責保険の請求手続き
- ・ 著作物の登録
- ・ 任意後見手続き、介護施設等入居契約
- ・ 遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・ 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- ・ 住宅賃貸借契約書
- ・ 不動産売買契約書
- ・ 建築請負契約書
- ・ 農地転用許可申請
- ・ 開発行為許可申請



教えて！行政書士

相続に関して
お困りでは
ありませんか？
よくある疑問に
お答えします！



問 Q.1 遺言書は絶対に必要なもの
でしょうか？



答 A.1 絶対ではありませんが、
作成しておくことをお勧めします。



遺言書がなくても相続手続きはできますが、遺言書があれば、多くの場合で相続人の負担は軽減されます。

例えば、適法な遺言書があれば、A.2で紹介する遺産分割協議が必要なくなりますし、作成の際に収集した戸籍謄本等の書類は、実際の相続発生時にも使用することができるため、相続人は改めてそれらを収集する手間が省けます。

遺言書にはいくつかの方式があり、それぞれに要件と特徴が異なるため、専門家に相談されるなどして、その内容をよく理解したうえで作成することが大切です。

「遺言書」というと、「私はまだ…」と思われるかも知れませんが、これは「いつでも残すことができる大切な家族へのメッセージ」なのです。

そこには遺産の分配だけでなく、家族への想いなどを綴ることもできますので、よく内容を考えて有効に活用されると良いでしょう。

問 Q.2 父が亡くなりました。遺言書はありません。
相続手続きはどのように
進めれば良いのでしょうか？



答 A.2 ①「誰が」②「何を」③「どうする」
の順に進めていくと良いでしょう。

①「誰が」は相続人が誰になるかを意味します。これには、被相続人(亡くなられた方)が生まれてから亡くなるまでの戸籍書類を切れ目なく収集して判断します。

次に②「何を」ですが、これは遺産の特定を意味します。遺産は不動産や預貯金などのプラスの財産だけでなく、借入金などのマイナスの財産も含まれますので注意しましょう。最後に③「どうする」、これは具体的な遺産の分割を意味します。

①で明らかにした相続人で②で特定した遺産を③でどう分けるか協議するのです。その協議に基づいて、その後の手続きに移っていきます。

その後は不動産がある場合には不動産登記、相続税が発生する場合にはその申告など、内容によって様々な手続きが必要になります。

問 Q.3 相続争いに遺産の多い少ないは
関係ないと聞きましたが…

答 A.3 はい、関係ありません。

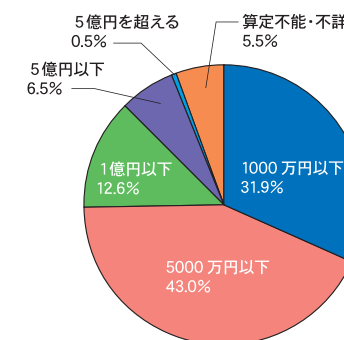
平成26年度の裁判所司法統計年報によると、遺産分割事件のうち認容・調停成立の件数(「分割しない」を除くー遺産の価額別ー)は、下図のような割合になっています。

なお、この統計での「遺産の価額」は負債などのマイナスの財産は考慮されていない、不動産などプラスの財産のみの価額をいいます。ですから、実際の遺産額はもっと少ないかもしれません。

特筆すべきは、家庭裁判所に持ち込まれる事案は、むしろ遺産が少ない場合だということです。この統計では、遺産額1000万円以下と5000万円以下で全体の約75%を占めています。

したがって、相続争いはどなたの家庭でも起こり得ることだと認識すべきでしょう。

そして、これを予防するためには生前贈与をすることや遺言書を作っておくなど、将来の相続に対する準備をしておくことが大切です。「相続」が「争族」とならないために…。



出典：平成26年度裁判所司法統計年報

行政書士は、相続手続きや遺言作成に関するご相談に総合的に対応いたします。
どうぞお気軽にご相談ください。



行政書士は中小企業を



事業を始めるには許認可が必要な業種が数多くあります。
 また、許認可によっては法人であることが前提になっているものもあります。
 行政書士は、許認可を取得することはもちろんのこと、会社の設立、事業計画、創業融資などに関する書類の作成を行い、事業のスタートを応援しています。



事業活動で最も大切なことは、その事業を継続させることです。
 そのためには、契約書、社内規程、会計書類などを整備し、事業の運営を適切に管理することが大切です。
 行政書士は、これらを作成するだけでなく、企業が持つ知的資産（人材、技術力、ノウハウなどの目に見えない資産）を経営に生かすためのお手伝いもしています。



事業を継続していくうえで、避けては通れないのが事業承継です。
 創業された方から、次世代に引き継いでいくのは簡単なことではありません。
 行政書士は、事業承継に関して、企業理念、築いた価値、歴史、人材など企業の本質をつないでいくためのサポートを行っています。

応援します！



行政書士が許認可申請の専門家だということをご存じの方も多いかと思いますが。
 しかし、実はそれだけではありません。
 行政書士は、日々の研鑽から蓄積した広範な知識を生かし、事業活動に必要な相談や手続、書類作成などを通して、中小企業の皆さんの頼れるパートナーとして活動しています。

茨城県行政書士会の取り組み

無料相談会などの実施

茨城県行政書士会では電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を取っています。

そのほかにも、県内各支部が実施する無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業などの支援

日本政策金融公庫の水戸・土浦・日立支店との間で「中小企業支援等に関する覚書」を締結し、中小企業支援の相互協力体制を整えています。

今後もほかの金融機関への働きかけを行い、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



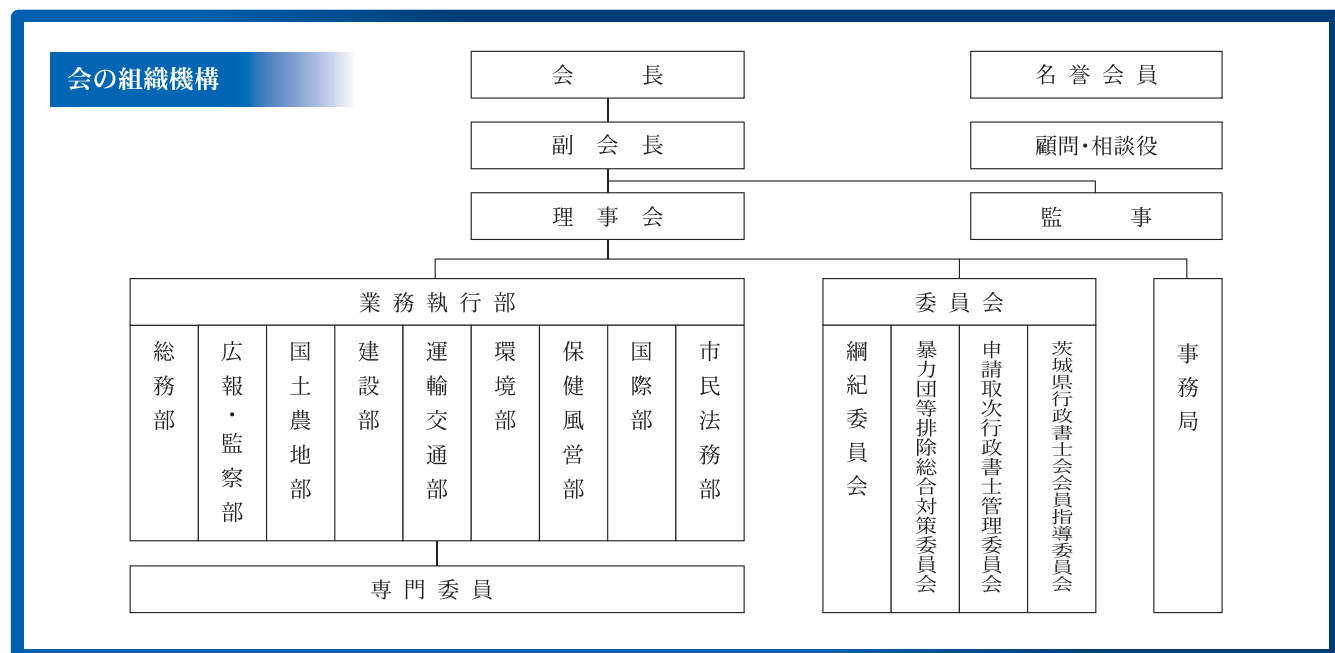
災害協定の締結

先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

平成27年10月現在では、県内9市町村(北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市)と締結しており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めていきます。



組織図



支部のご紹介

- 支部名** 県西支部
市町村 筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、結城郡(八千代町)、猿島郡(五霞町、境町)
会員数 273名
支部長事務所所在地 筑西市中館203番地
連絡先 0296-25-2919
- 支部名** 県北支部
市町村 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡(東海村)、久慈郡(大子町)
会員数 115名
支部長事務所所在地 日立市日高町1丁目30番22号-103
連絡先 0294-43-2735
- 支部名** 水戸支部
市町村 水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、東茨城郡(茨城町、大洗町、城里町)
会員数 271名
支部長事務所所在地 水戸市大工町1丁目3番11号 東陽ビル
連絡先 029-251-3101
- 支部名** 県南支部
市町村 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡(美浦村、阿見町、河内町)、北相馬郡(利根町)
会員数 395名
支部長事務所所在地 牛久市神谷2丁目39番地20号
連絡先 029-879-7415
- 支部名** 鹿行支部
市町村 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
会員数 89名
支部長事務所所在地 神栖市知手中央二丁目8番18号
連絡先 0299-97-1678

(平成27年8月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会
検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

平成27年度 無料相談会一覧

平成27年10月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	石岡市	石岡市民会館	毎月第3土曜日	午後1時 ～ 午後4時	担当行政書士 若山 民雄 090-1260-4595
	稲敷市	稲敷市江戸崎公民館	毎月第3土曜日	午後1時 ～ 午後4時	稲敷市江戸崎公民館 029-892-4110
	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2階会議室	10月 第3月曜日	午後1時 ～ 午後4時	ゆうゆう館 029-292-1111
う	牛久市	牛久市中央生涯学習センター 講座室	毎月第4土曜日	午後1時 ～ 午後4時	担当行政書士 大岡 伸行 029-874-3814
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日	午後1時 ～ 午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 玄関ホール	毎月第3火曜日	午後1時 ～ 午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所 (旧友部町役場) 1階ロビー内	毎月第3水曜日	午後1時 ～ 午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
き	北茨城市	北茨城市役所 (要予約・市民に限る) 4階会議室	毎月第1水曜日	午後1時 ～ 午後5時	北茨城市役所 広報広聴係 0293-43-1111
し	下妻市	下妻市役所千代川庁舎 (要予約) 1階ロビー	11/10・2/2	午後1時半 ～ 午後4時半	担当行政書士 関 和吉 0296-44-3956
	常総市	常総市役所本庁舎 1階市民ホール	毎月第3火曜日	午後1時 ～ 午後4時	担当行政書士 飯塚 富雄 090-8892-4712
	城里町	城里町役場 2階ミーティングルーム	毎月第2火曜日	午後1時 ～ 午後4時	城里町役場 029-288-3111
つ	土浦市	土浦市役所本庁舎 (要予約・市民に限る) 3階相談室	毎月第3木曜日	午後1時 ～ 午後4時	土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	東海村社会福祉協議会 (要予約・村民に限る) 会議室	毎月第2金曜日	午後1時 ～ 午後3時	東海村社会福祉協議会 029-282-2804

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 (要予約・市民に限る) 市民相談室	毎月第2水曜日	午後1時 ～ 午後4時	日立市役所 広聴広報課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 (要予約・市民に限る) 2階会議室	毎月第3月曜日 (月曜が祝日の 場合は翌日)	午後1時半 ～ 午後5時	県北支部 0294-43-2735
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	毎月第1・第3・ 第5木曜日	午後1時 ～ 午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
み	水戸市	ひたちなか商工会議所 3階相談室	毎月第4水曜日	午後1時 ～ 午後3時	ひたちなか商工会議所 029-273-1371
		水戸市役所三の丸臨時庁舎 2階相談室(東側)	毎週木曜日	午後1時 ～ 午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階会議室3	毎月第2金曜日	午後4時 ～ 午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
イオンモール水戸内原	2月・6月の 3日間開催	午前10時 ～ 午後7時	水戸支部 029-251-3101		
も	守谷市	守谷市中央公民館 2階団体活動室	毎月第2土曜日 (1月は第3土曜日)	午後1時半 ～ 午後4時	守谷市総務課 0297-45-1111
		守谷市高野公民館 集会室2	11月第2土曜日		担当行政書士 古賀 康夫 0297-57-0076



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

スタート【^{とき}季のきらめき】！ 活用しよう行政書士！！

ご縁あって【^{とき}季のきらめき】をお手に取られた皆さん、こんにちは！
行政書士、ご存知ですか？ 名前ぐらい聞かれたことがあると思います。
いや、聞いたことがない、聞いたけど何をするのか、できるのか、まったく見当もつかない。興味がない。私たち行政書士にとって、厳しくも悲しい現実です。
士業制度は、世のため、人のために存在する社会制度、社会正義です。その中でも行政書士制度は、皆さんに身近なことからビジネスまで、生活全般にわたる幅広い分野をカバーしております。
全国45,000人余、茨城県内には1,140人余りのスペシャリストが、頼れる街の法律家として、相続や遺言、契約書等の作成はもとより、法人の設立から行政の許認可取得まで、皆さんの不安を安心に、不満を満足に、そして夢の実現を応援します。
これまで、行政書士とは馴染みの薄かった皆さんに、わかりやすく行政書士制度をご紹介します、お気軽に行政書士を活用していただくことをめざして、【^{とき}季のきらめき】を創刊いたしました。
【^{とき}季のきらめき】との出会いによって、皆さんの悩みの解決、夢の実現に少しでも近づければ、会員一同これに優る喜びはありません。



行政書士

は頼れる街の法律家

行政書士は許認可・登録申請・遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

日本体育大学 児童スポーツ教育学部 助教 / 田中理恵



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations.

茨城県行政書士会

後援:総務省


茨城県



平成27年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

とき
季のきらめき Vol.1 平成27年10月1日発行 編集・発行: 茨城県行政書士会

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

 茨城県行政書士会 〒310-0852 水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5F) TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732